

甲賀市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
 条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正により、選挙運動用自動車の使用ならびに選挙運動用ビラおよび選挙運動用ポスターの作成について公費負担することができる限度額が引き上げられたことに伴い、甲賀市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容

- (1) 選挙運動用自動車の使用のための公費負担限度額を次のとおり改正することとします。 **【第4条関係】**

区 分		改定単価	現行単価
一般運送契約（ハイヤー方式）		変更なし	各日について 64,500円
一般運送契約以外の契約			
	自動車借入れ	各日について 16,100円	各日について 15,800円
	燃料供給	7,700円× 選挙運動日数	7,560円× 選挙運動日数
	運転手雇用	変更なし	各日について 12,500円

- (2) 選挙運動用ビラの作成のための公費負担限度額の算定の基礎となる作成単価を次のとおり改正することとします。 **【第8条関係】**

区 分	改定単価	現行単価
1枚当たり作成費	7円73銭	7円51銭

- (3) 選挙運動用ポスターの作成のための公費負担限度額の算定の基礎となる作成単価を次のとおり改正することとします。 **【第12条関係】**

区分		改定単価	現行単価
1枚当たり 印刷費	ポスター掲示場数が500以下の場合	541円31銭	525円06銭
	ポスター掲示場数が500を超える場合	28円35銭	27円50銭
企画費		316,250円	310,500円

ア ポスター掲示場数が 500 以下の場合の計算式（1 円未満の端数は、1 円とする。）

$$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

イ ポスター掲示場数が 500 を超える場合の計算式（1 円未満の端数は、1 円とする。）

$$\frac{28 \text{ 円 } 35 \text{ 銭} \times (\text{掲示場数} - 500) + 586,905 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

※586,905 円 = 541 円 31 銭 × ポスター掲示場数 500 + 企画費 316,250 円

(4) その他

この条例は、公布の日から施行することとします。